

豊中市庄内再開発事業の推進に係る住民活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、庄内及び豊南町地域の住環境整備の促進と魅力あるまちづくりをめざすため地域住民で組織された団体（以下「団体」という。）に対し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号、以下「規則」という。）に基づき補助金を交付し、地域住民による健全なまちづくりの発展を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる団体は別表のとおりとし、次の各号に係る費用を対象とする。

- (1) 団体が行なうまちづくりに関する広報、啓発活動に要する費用
- (2) 団体がまちづくりを推進していくために必要な活動に要する費用で市長が認めたもの

(補助の限度額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金等交付申込書（規則別記様式第1号）に次の各号掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込みをした団体に対して補助金等交付決定通知書（規則別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、毎年度4月に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該補助事業の完了後30日以内に、補助事業等実績報告書（規則別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書
- (2) 補助金の使途明細
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付の決定を受けた者に対し補助金等交付確定通知書(規則別記様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を交付された目的以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (5) その他この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、補助金交付決定取り消し(変更)通知書(第1号様式)により、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定団体は、補助金交付の決定後、すみやかに補助金請求書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、期限を定めて、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助金返還通知書(第3号様式)により、交付決定団体に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。

(別 表)

	補助対象団体
(1)	庄内南部地区再開発協議会
(2)	庄内北部地区再開発協議会
(3)	庄内西部地区再開発協議会
(4)	庄内東部地区再開発協議会
(5)	豊南町地区まちづくり協議会

第1号様式

文書番号

年(年) 月 日

補助金交付決定取り消し(変更)通知書

様

豊 中 市 長

㊞

年 月 日(文書番号)で交付決定の通知をした住民活動費補助金について、豊中市庄内再開発事業の推進に係る住民活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、交付決定の(取り消し・変更)をしたので、同条第2項の規定により通知します。

変更の内容	補助金の額 既交付決定額 円 交付決定変更額 円 交付済額 円
取り消し・変更の理由	

第2号様式

補助金請求書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

住 所

申込者

㊞

下記のとおり補助金を請求します。

記

補助金等の名称	
交付決定年月日及び番号	
補助金交付決定額	円
補助金請求額	円

上記金額を下記口座に振込み願います。

振 込 先	銀行	支店
口 座 番 号		
振込口座名義		
住所及び電話番号		
預金種目（番号に○）	1. 普通	2. 当座

第3号様式

補助金返還通知書

年 月 日

様

豊中市長

ⓐ

年 月 日（文書番号）で交付（決定・確定）の通知をした住民活動費補助金について、豊中市庄内再開発事業の推進に係る住民活動費補助金交付要綱第11条第（1・2）項の規定により、返還を求めますので、下記のとおり通知します。

記

返 還 額	円
返 還 期 日	年（ 年） 月 日まで
内 容	補助金の額 既交付決定額 円 交付済額 円 交付決定変更額 円 補助金交付確定額 円 返還額 円
返 還 の 理 由	

別記様式第1号

補助金等交付申込書

平成 年（ 年） 月 日

豊中市長様

申込者 住所

氏名 ⑩

(法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者名)

豊中市補助金等交付規則第3条の規定により補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

補助金等の名称	
補助金等申込額	円

補助金等交付決定通知書

様

豊中市長

㊟

年 月 日づけで申込みのあった補助金等については、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助金等の名称	
補助金等交付決定額	円

交付の条件

1. この補助金交付の趣旨に反し、他に充当支出した場合は、補助金の全部、または一部の返還を命じる。
2. 補助金の残額については返還を命じる。
3. 補助金の使途その他について、検査を行うことがある。

別記様式第3号

補助事業等実績報告書

年 月 日

豊中市長様

申込者 住所

氏名

印

(法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者名)

年 月 日づけで申し込み、年 月 日(文書番号)で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市補助金等交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業等の名称			
補助事業等着手 年 月 日		補助事業等完了 年 月 日	
補助事業等の経過及び概要			

別記様式第4号

文書番号

年(年) 月 日

補助金等交付確定通知書

様

豊中市長

㊟

年 月 日づけで報告のあった補助金等については、次のとおり
確定したので、豊中市補助金等交付規則第11条の規定により通知します。

補助金等の名称	
補助金等交付決定額	円
補助金等交付確定額	円